

医心 伝心

改正刑法と性暴力被害者対応について ～ご協力をお願い～

富山県医師会常任理事 種部 恭子

男性アイドルの所属事務所で長年続いていた性暴力。当事者が声を上げたことで、社会が認知することになりました。抗えない立場に置かれたまま「なかったこと」にされてきた被害者の絶望感はいかばかりかと思います。業界の構造的課題はもちろん問題ですが、国民の正常性バイアスも無関係ではないと思います。

富山県の性暴力被害ワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加しており、年間相談件数は700件あまり、その4割は10代の子どもたちからの相談です。うち約1割は男子からの相談。加害者はほとんどが顔見知りであり、家庭や学校など逃げられない場所で起こっているものがほとんどで、一部は「性的いじめ」に該当するものです。

今回の男性アイドルへの性暴力の報道で、声を上げて良いのだと気付いた被害者が勇気をもって相談し、更なる可視化が進むことが予想されます。

2017年に刑法強姦罪が強制性交等罪に改正され、男性への性暴力も強姦と同等の罪になりました。そして本年、強制性交等罪を不同意性交等罪とする刑法改正が可決される見込です。性交同意年齢を16歳に引き上げ、公訴時効は15年に延長。暴行・脅迫下の性暴力に加え、心身の障害、アルコールや薬物、睡眠その他意識不明瞭、同意しない意思を示すいとまが無い不意打ち、予想と異なる事態での恐怖・驚愕、虐待、経済的・社会的関係上の地位を用いる、という7つの類型による同意の無い性交も同等の罪となり、DVの性暴力もこれに含まれる事になります。

従来、暴行の裏付けとなる外傷および接触部位に残されたDNAを医学的に証明するために、被

害相談を受けた警察やワンストップ支援センターの依頼で検体採取等の捜査協力をしてきましたが、法改正によりDVの性暴力やセクハラなども処罰の対象となることから、捜査協力依頼は増える可能性があります。

一方、性暴力被害を受けた子どもたちは、被害を開示していなくても、様々な心身の症状や不調を訴え、身体症状や抑うつなどのサインで医療機関を受診することもあります。医師という信頼できる相手だからこそ、ラポールができると被害をほのめかす発言で助けを求めることもあります。被害後の急性期であればDNAなどの証拠で被害事実を固めることができますが、近い関係性の中で繰り返される性暴力の場合、相談は時間が経過してからが多く、証拠のない中での被害事実認定が必要になります。この場合、心身の症状がその発症時期や経過から性暴力によるトラウマによるものとして矛盾しない場合、被害事実の裏付けになる可能性があり、後に診断書の記載や供述調書または意見書の作成などが求められることも想定されます。

富山県医師会では昨年度、法医学的な外傷の診かたを学ぶ性暴力被害者対応研修会を開催しました。多くの先生方にご受講いただきましたことを改めて感謝申し上げます。今年度は改正刑法の施行を見据え、性犯罪・性暴力の理解および捜査協力を含む初動対応に関する研修会を実施する予定です。そして受講して頂いた先生方の中から性犯罪捜査への協力医としてご尽力頂ける先生を募りたいと考えております。ぜひご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。